

答弁書第二六二号

内閣参質一七七第二六二号

平成二十三年八月二十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員熊谷大君提出学校の屋外プールに係る放射線量の基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員熊谷大君提出学校の屋外プールのに係る放射線量の基準に関する質問に対する答弁書

文部科学省においては、学校の屋外プールの利用については、屋外活動において受ける放射線量に加えて、プールの水から受ける放射線量も考慮する必要があるため、プールの水として主に使われる飲料水に関する暫定規制値について今後取りまとめられる食品安全委員会における評価を踏まえた厚生労働省の薬事・食品衛生審議会における見直しについての審議結果等を踏まえて検討すべきであると考えているが、福島県教育委員会教育長等に対して発出した「福島県内の学校の屋外プールの利用について」（平成二十三年六月十六日付け文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課及びスポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡）において、福島県の水道水等中の放射性物質が平成二十三年五月中旬以降不検出となっている状況を踏まえ、プールの水から受ける放射線量が極めて低いことを示す試算を記載するとともに、プールの水を入れ替えてから当面の間は、その水のモニタリングを月に二回以上行っていたき、仮に放射性物質が検出された場合は、各学校又は教育委員会等において適切な対策を講ずる際の参考としていただくため、文部科学省において当該学校の児童生徒等の受ける放射線量を推計する旨を示したところである。

